

意見書第2号

オスプレイ飛行再開に対する意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和6年4月25日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会

委員長 與那覇徳雄

オスプレイ飛行再開に対する意見書

米海兵隊は、昨年 11 月に屋久島沖での CV22 オスプレイ墜落事故を受けて全世界で停止していたオスプレイの飛行を 3 月 14 日再開した。

墜落事故原因について、特定の部品の不具合が原因であるとしているが、不具合の詳細や事故対策などの説明がされてない中で飛行を再開し、村内の住宅地上空や周辺上空を飛行していることは村民の生命と財産を軽視するものであり、断じて許されるものではない。

普天間基地には、米海兵隊の MV22 オスプレイ 24 機が配備されており、オスプレイは墜落死亡事故が国外で相次いだことや機体の不具合、墜落の危険性は以前から指摘され、県内 41 市町村議会においてもオスプレイ配備反対の抗議決議が可決されている。

墜落事故の原因とされる特定の部品の不具合は、他の機体でも起こり得ることが予想され強い危機感を覚える。

今回の飛行再開は、墜落の危険性が懸念され、村民の不安や恐怖は計り知れない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、結果を公表すること。
- 2 安全対策が講じられるまで、オスプレイの飛行を停止すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 4 月 25 日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長